

吸収分割に関する事後開示書面

2023年10月3日

株式会社 テンダ

2023年10月1日

吸収分割に係る事後開示書面

東京都豊島区西池袋一丁目11番1号

株式会社テンダ

代表取締役 小林 謙

東京都新宿区新宿一丁目16番9号

シャンヴィラカテリーナ4F

株式会社テンダゲームス

代表取締役 中村 繁貴

株式会社テンダ（以下「吸収分割会社」といいます。）及び株式会社テンダゲームス（以下「吸収分割承継会社」といいます。）は、吸収分割会社のゲームコンテンツ事業に関する権利義務を吸収分割承継会社に承継させる吸収分割を行いました（以下「本吸収分割」といいます。）。

本吸収分割に関し、会社法第791条第1項及び第2項、第801条第3項、会社法施行規則第189条の規定に基づき、下記のとおり開示いたします。

1. 効力発生日

2023年10月1日

2. 吸収分割会社における差止請求、反対株主の買取請求、新株予約権買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

会社法第796条の2の規定による差止請求をした株主はいませんでした。

(2) 反対株主の買取請求

吸収分割会社は、2023年8月29日付で官報公告および同日付で電子公告を行いましたが、株式買取請求行使期限までに、株主からの株式買取請求はありませんでした。

(3) 新株予約権買取請求

吸収分割会社において、新株予約権の買取請求の対象となる新株予約権（会社法第787条第1項第2号）は存在しませんので、新株予約権買取請求手続は行っておりません。

(4) 債権者の異議

本件分割は、吸収分割会社が重疊的債務引受をするため、会社法第789条第1項に規定する異議申述可能な債権者はありません。

3. 吸収分割承継会社における差止請求、反対株主の株式買取請求及び債権者の異議に関する手続の経過

(1) 差止請求

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であったため、本吸収分割の差止請求について該当はありません。

(2) 反対株主の買取請求

吸収分割承継会社は、吸収分割会社の完全子会社であったため、反対株主の買取請求について該当はありません。

(3) 債権者の異議

吸収分割承継会社は、2023年8月29日付の官報において、債権者に対して本吸収分割に対する異議申述の公告を行いました。異議を述べた債権者はありませんでした。

4. 承継した重要な権利義務に関する事項

吸収分割承継会社は、本吸収分割の効力発生日をもって、吸収分割会社から、本吸収分割契約に基づき、分割会社のゲームコンテンツ事業に関する権利義務を承継いたしました。

5. 本吸収分割に係る変更登記の日

2023年10月2日（予定）

6. その他吸収分割に関する重要な事項

該当事項はありません。

以上